

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十三号

#### 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同表の獣医師修学資金の項の次に次のように加える。

未 来 来 来 未	
本県産業の発展に貢献すると知事が認める学校教育法による専門職大学院の課程その他これに準ずると知事が認める国内外の教育機関の課程（以下「大学院等専門課程」という。）に在学する者で、将来、県内に本店を有する会社、県内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）のうち主たるもの（以下「主たる事務所等」という。）を置く個人事業者その他の規則で定めるもの又は県外に本店を有する会社、県外に主たる事務所等を置く個人事業者その他の規則で定めるものの県内の支店若しくは事務所等（以下「県内企業等」という。）に就業（県内に本店又は主たる事務所等を置いて事業を営むことを含む。）しようとするものに対し、その者の修学上の便宜を図るため貸し	
一 大学院等専門課程の課程を修了した日の属する月の翌月から九年内の内に、八年以上、県内企業等に就業したとき。 二 大学院等専門課程に在籍中死亡し、又は重度の障害の程度に至る心身の故障のため大学院等専門課程を退学したとき。 三 大学院等専門課程の課程を修了した日の属する月の翌月から九年内に死亡し、又は心身の故障のため県内企業等に就業することができなくなつたとき。 四 大学院等専門課程の課程を修了した日の属する月の翌月から九年内の内で、県内企業等に就業しなかつた期間が一年を超えたものであつて、当該超えるまでの期間の内で、県内企業等に就業していた期間が四年間以上あるとき。	債務の全部 債務の全部又は一部 債務の一部

付けた資金

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。